ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第42号　2016/3/3

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】アベノバクチは許されない／コラム：勝馬投票券と宝くじの値段の歴史／投稿「宝くじはこうすれば愛される」／コラム：パチスロ～日本的娯楽施設Japanese amusement facilities～、パチンコ勧誘チラシ広告から、イギリスのゲーム(ギャンブル)規制／宝くじ販売差止控訴事件「控訴理由書」／ギャンブル(賭博)嘘八百番付／NEWSピックup／コラム：競馬の賞金／事務局だより：総会案内（4月4日午後1時～プロボノセンター）、裁判情報

**アベノバクチは許されない**

弁護士　井　上　善　雄

　安倍政治は、歴代内閣閣議決定を変え、集団的自衛へと憲法9条の解釈改憲を強行した。すなわち民主主義のルール、議会主義と国民への説明責任どころか国民からの信託政治の基本を無視している。

　自民党の中でさえ、独裁といえる程の安倍政治はアベノミクスの政治から始まっていた。すなわち、安倍は第一の矢「金融政策」で日銀に国債を大量購入させ、国有財産を株式市場に介入、株価値上げを図り、景気回復・経済回復で国民の「支持」を繋ぎ止めようとしてきた。

　その手段の一つは、年金積立金管理運用独立行政法人（Government Pension Investment Fund）の株式投入である。ＧＰＩＦは別名「クジラ」といわれるように、公的年金137兆円強（2015年3月末）を運用する機関である。安倍は国民への相談もなく、その説明責任も果たすことなく、従来は国内債券中心であったＧＰＩＦの運用を、国内株式比率12％から25％に引き上げた。これにより国債などへの運用から、34.2兆円もの資金が株式市場に流入させたのだった。

　安倍は、これを国際的に案内することによって国内の株式の値上がりを見込んだ海外投資家らを株購入へとリードしたのである。その結果、国内株式は一時平均2万円超まで値上がりしたが、その後2016年に入って大幅に値下がりし、現在も乱高下している。

　これは、国債という形での預り金運用が国の借金経済の下で極低利だったところ、将来の年金目減りへの懸念から株式投資という小売運用の世界へと変更させたことになる。しかし、国債という安定債券とは異なり、株式投入は投資かさらに投機へとリスクの大きい賭けである。

　安倍は、いわば株の値上がりという国民の歓心を得るために、秘かに国民の未来の生活、また次世代の金を株式投資に大幅投入することをしたのであって、背信的な年金運用である。今回の大量株式購入はそれ自体、投機市場中心のバクチに他ならない。

　これを「アベノバクチ」という。アベノバクチが許されない理由はこうである。

①アベノバクチはアベの金によるものでない。公的年金という、いわば税金同様に強制徴収した国民からの預り金である。

②その預り金は、投機リスクの下で自由に使ってよい金ではない。

③ＧＰＩＦという独立した法人の使途を、安倍が頭越しに決めること自体おかしいが、「預け主」である国民への事前説明、了解、意見聴取さえない独断専行である。

④30兆円もの株式市場投入は、国内株式の正常な株価安定を妨げる。現在の株価は、極端な株価市場介入によるもので正常とはいえず、その結果、投資家の判断を誤らせている。

⑤本来、政界、特に官邸政治とは独立した経済市場が、安倍に操作され、国民の支持率まで誘導することは著しい世論操作である。

　安倍は、カジノ議連ことＩＲ議連の最高顧問をしていたが、カジノ賭博の開帳だけでなく、他人の金でバクチをすることが好きな無責任な人物である。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

コラム　　　　勝馬投票券と宝くじの値段の歴史

　『値段の風俗史』（1981年1月30日発行）は、1979年10月からの週刊朝日の連載記事を収録している。その中に勝馬投票券の「値段のうつりかわり」と岩川隆氏の解説がある。これによると、1888（明治21）年から1ドルの勝馬投票券が発売されたことが判る。日本レース倶楽部（横浜）は外国人の遊びから始まったが、その後、1枚5円、10円となったところで法令で禁止された。

　1923（大正12）年に競馬法が公布され、5円、10円、20円という馬券が売られたが、当時の物価水準（1922年：白米10kg　3円4銭）に比較すると、いかに高額だったかが判る。競馬は、いわば金持ちのお遊びであった。その後、戦後インフレーションが進んだが1枚10円という値段が続いた。戦後は大衆も参加させるギャンブルへと変わっていったことが判る。

　逆に言うと、ギャンブルは、現在の物価水準での1枚5000～10000円ほどの高額にすれば大衆のギャンブル参加を抑制し、依存症を大量に招く原因を防げることを示している。

　同じく『値段の風俗氏』に「宝くじ」も紹介されている。

　宝くじは本紙でも紹介しているが、1945（昭和20）年7月の「勝札」1枚10円、最高賞金10万円に始まる。1947年に50円券100万円賞金、1954年に100円券400万円賞金となるも、同年「政府くじ」を廃止。しかし、「地方くじ」は100円券のまま、1960年に賞金500万円、1965年に700万円、1966年に800万円、1968年に1000万円、1975年に200円券で賞金1500万円、1976年に2000万円というように券と賞金の値上げで、今日では300円券で6億円となり、射倖性を高める一方である。

　落語の「宿屋の富」や「高津の富」で有名な江戸時代のくじは、1枚1分（1/4両）のくじが最高1000両というから4000倍だが、今や宝くじは1枚300円で6億円なら200万倍という射倖性の高さである。

　作家の澤地久枝氏は、あまりにも射倖性をもって大衆を集め、1977年12月には死者まで生んだ宝くじの販売と熱狂に対し、宝くじは「悲しい夢の手形」という言葉を贈っている。

投稿　　　　　**宝くじはこうすれば愛される　　宝　富子（仮名）**

○　ギャンブルオンブズマンの皆さん、私は宝くじ売場で働いている者です。皆さんが宝くじを販売させないように運動していると聞きました。もしそんなことになれば私は困るのです。

　　私は50歳を超え、特に手に職もないところ、宝くじ売場の従業員として雇ってもらい老母を支えています。店の売り上げに応じて手当もいただけるので、どうしてもお客様に愛想良くして券を買っていただくようにしています。お客様の中には迷っている人もいます。そうした方には、雇主から言われているように、少しでも多く買えば当たりやすいですよという応接をしています。

　　それからうちの店も看板に出しているように「1等2億円が出た」とか「Lotoで5000万円が当たった」ということは、この店が当たりやすい店であると私自身も信じています。「大安吉日」や「一粒万倍日」は店主の指示でその日に掲示をしたり引っ込めたりしています。金曜日の大安は特に売上に効果があります。難しいことはわかりませんが、わたしは売上が減ってしまうと店も減り、従業員もいらなくなってしまうことを怖れています。

○　私自身も宝くじは簡単に当たらないことはわかっています。でも、もし大きなお金が当たったら家（マンション）が欲しい、車が欲しいという想いで、私もジャンボ宝くじを年5回3000円（10枚）ずつ買っています。店の券を自分で選んで買うことはできませんが、他の知り合いの店で買っています。（その店の人は私の店で買ってくれます。）

○　オンブズの皆さんは私共が子ども（未成年者）にも売っていると言われますが、逐一確認はしませんが、大人と一緒に来た子供さんなら小学生にも売っています。一人で小中学生が来た場合は売りません。私服であれば18歳でも3万円ぐらいまでは黙って売っていますが、これまで未成年への販売だからと問題にされたことはありません。

○　宝くじの販売・宣伝広告の良い悪いは私にはわかりません。法律をよく読んだこともなく、逐一細字で書いている文を詳しく読んでいるのはオンブズの皆さんぐらいでしょう。私も宝くじの1ユニットが30億円（1000万枚）で販売され、そのうち1等1本と前後賞2本があることを知っていますが、それ以上お客さんから質問されても応えられません。

詳しい説明を求められても私はよくわからないので、お客様は結局宝くじセンターやみずほ銀行に問合せいただいていると思います。ですから、難しい質問のお客様が満足されたかどうか私にはわかりません。

　　率直に言いますと、難しいことを聞くようなお客さんは結局買われず、買うお客様はテレビＣＭや新聞、吊り広告、看板、幟、パンフレット、リーフレットを見てもほとんど疑問なく、宝くじを知って専ら「夢」を買われる方ばかりです。

　　お客様はほとんど当たらなくても、万が一でも当たればと思い、夢を買って楽しみ満足されているのです。

○　私たちの店が行政や警察の許可なく道路にはみ出したり、広告看板や幟などを道路に置いていることは、皆さんからクレームをいただくまでもなくわかっています。しかし、この販売方法は昔からしていることで、雇主は何の注意もしません。皆さんが裁判を起こす以前や起こしてからも特に注意はありません。

　　私自身としては、店舗のはみ出し、看板類と路上掲出はよくないとしても昔からよくされていることで、私たちだけがクレームを付けられるのは不公平だと思います。

○　宝くじの当せん率のことですが、日本の宝くじの半分以上が自治体収益や手数料となり、お客様には4割～5割弱というのは、確かにヒドイと私も思います。最高額は減らしても当せん本数を増やしたり、競馬や競輪などの公営競技のようにお客様に7～8割を配当したらよいと思います。

　　私は一度、競馬を見に行ったことがあります。競馬は馬を育て調教し、騎手から競馬場まで大きな費用のかかる競技です。一方宝くじは、券を印刷して売って、機械で当たり券を決めるだけですから、比較すると費用がかからないことは私でもわかります。

宝くじは「ボッタクリ」とギャンブルオンブズの皆さんは言います。学者の方にもそう言われている方がいるそうです。私も宝くじのお客様を増やして仕事が永続きできるようにするには、もっと当たり券を増やした方がよいと思います。億円というようなほとんど当たりもしないくじより、金額は100万円でも当せん数を増やしたらいいと思います。5億円あれば、100万円当せんを500口もつくれます。1億円が1000万本に1本なら、100万円が100口の方が夢は100倍叶いやすいといえます。宝くじは夢を売るものだとすれば、3000円買ってやっと300円が当たるという当せんでなく、もっと100万円ぐらいは当たりやすくしてお客様に楽しんでもらいたいと思います。

○　100万円分もの宝くじを買う方がいらっしゃるそうですが、何万円何十万円分と買う方は、カジノや賭博場で遊ぶお金持ちのギャンブラーではないでしょうか。

　　私は、宝くじの売場でこれまで何万人ものお客様をみてきましたが、宝くじは庶民のものです。私は、宝くじを愛する庶民に対して、より多くの夢を売り続けたいと思います。ウソやゴマカシのない、健全で依存症などの弊害を生まないものになるよう願っています。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

コラム

　パチスロ　～日本的娯楽施設　Japanese amusement facilities～

　日本のPachinko and slotの施設を美化壮大にして、大阪市営地下鉄の広告付ガイドマップはこう広告している。ナンバのアローは４階建のパチンコ店。「A mega store」とあるが100万台もないのに大きいというだけで誇大である。「小鋼珠和吃角老虎机」はパチンコ・スロットの中国語らしいが、日本にしかないパチンコ店をミニカジノ（mini casino）と書く訳にもいかず、苦労（？）した上での説明である。外国人にもパチンコを勧め、営業時間、無休広告の文はあるが、１８才未満入場制限の外国語表示は欠いており、風適法１８条違反の問題がある。

　ついでだが、このガイドマップには他にも大阪の施設が中国流に紹介されている。

①日本環球影城、②梅田藍天大廈、③大阪巨蛋　とは何処のことかわかるだろうか。

①はユニバーサルスタジオジャパン、②は梅田スカイビルディング、③は大阪ドームである。

コラム　　　　　　パチンコ勧誘チラシ広告から

１．パチンコの勧誘広告は、実質は脱法賭博への勧誘であり、違法な不当広告である。パチンコ・スロットの三店方式は、風適法脱法と既に指摘されて久しい。しかし、利権を持ち、監督機関として癒着する警察は取り締まらない。従って、脱法パチスロの来店勧誘広告は本来すべきではない。

２．広告行為そのものの是非でなく、客を消費者とした場合の不当広告～客にバイアス（偏見、偏向）を与え、誤解をもたらして誘惑する広告がある。

　　２０１５年１０月２８日開店用のＭ店のチラシによると、パチンコ新機種導入とし、

ＣＲサムライスピリッツＮ-ＴＥ　大当たり確率1/99.9　確変突入率60％甘デジ

ＣＲキャプテン翼ＸＸ　大当たり確率1/399.6　確変突入率51％ＭＡＸ

　とある。

　　近時のパチンコは胴元である店がパチンコ台の当たりを調整できることを堂々と「正直」に宣伝し、「大当たり確率」とか「甘デジ」とか良く玉が出る（客が勝てるかもしれないと有利誤認する）ことで誘惑しているのだ。本当に９９.９の玉に一つ大当たりとなれば客は大勝ちする。しかし、客にはこの正しさを確認する術もなく、店にウソがあっても見破れない。本当かどうか確かめようと長時間試せば大損するだけである。確変突入率６０％というのは、大当たりになった際にさらに確変（確率変動／大当たりや小当たりの確率が上昇すること）に突入する割合のことで、平均で大当たりは９９.９玉に１度、確変に突入するのが1/99.9×60/100＝1/166.5で１６６.５玉に１度ということか。この確変も客には確認できない。

　　一方、３９９.６玉に一つの大当たりというのはどうも業界によくあるレベルのようで、これは確率変動への突入はＭＡＸ５１％というようだ。

　　実際にこの機械で警察がチェックすることもないし、実験していないのでわからない。チラシを見ると、客はサムライスピリッツは早朝から並んででもその台を取りたいだろう。しかし、同店の１５６台のパチンコ台のうち、その新台が１台でもあれば言い訳できる「詐欺的広告」である。

３．別のＰ店の１０月２７日開店広告のチラシはこうである。

ＣＲぱちんこ仮面ライダーフルスロットルＭＸ

大当たり確率1/399.6　フルスロットル突入率55％

　　フルスロットル突入率というのは「バイクで走り出せ！！」との広告からして、大当たりの際の「絞り弁がフルスロットル（全開）している突入状態になることが５５％」というようだ。約４００発に１発の大当たりでも２回に１回以上は大当たりが続くとなれば客は夢中になるのだ。これも実験確認はできていないし、同店の２５０台のパチンコ台のうちこの新台を何台導入するとも書いていない。激安！？スーパーのおとり商品以上の不当広告で詐欺的である。

４．別のＭ店の１１月１１日開店広告はこうである。

ＣＲＡ有閑倶楽部　　ＡＳＡ大当たり確率1/89.9　確変突入率100％甘デジ

　　大当たり確率が高い上に確変突入率が１００％といえば宣伝どおり客が喜ぶ「甘デジ」だろう。ただ、その真実は誰も保証してくれないし、その新台は何台あるのか。やはりおとり広告だろう。

５．これら高い大当たり確率や確変突入率は2005年5月の新内規（則）により警察も内々認めており、業界（ホール）は射倖性を高めている。パチンコは胴が調整するギャンブルそのものである。

こんなチラシに「のめり込みに注意しましょう。　全日本遊技事業協同組合連合会」とう客への広告も載っている。詐欺・不当広告店ではありませんと「保証」しているようなもので、これでは全遊連の「パチンコ・スロットは適度に楽しむ遊びです」との広告までも不当広告になってしまう。

６．ちなみに、パチンコ機に出力調整のあること以上に、スロット機ではより明白に様々な出力設定がされている。その設定は最低で４５０分の１前後から最大で３４０分の１まで６段階あり、一般には３９０～４５０分の１までといわれている。パチンコ界の裏側を書いた出版物（ex.パチンコ激ヤバ日記　３５頁）には、スロット台の裏にある１～６の設定機の写真まで紹介している。

　　かつては「設定確認ＯＫ」「設定変更」してもらえるイベントもされていた。しかし、その設定自体、店側でコントロールされている。いわゆる非正規の裏ロムの取付で大当たり確率を改ざんするのは非合法として警察は取り締まっているが、こんな確率調整や広告を黙認しているのは不当だ。

　　新台導入の早朝に行われるという警察生活安全課の目視チェックは、パチンコ店とツーカーの警察官が申請書のパチンコ台が並んでいる中から数台を選び、１分間に１００発といった表示があれば他は逐一チェックしないという。だから、警察が来て去ると店を一度閉めて釘調整さえしている茶番があるという（パチンコ裏物語　阪井すみお　５２頁～）。

７．こんな不法な営業、不当広告で客を集めるのは、中小パチンコ店が大型店に客を奪われて経営が厳しくなっているからだろう。胴元の出玉調整は、明らかに消費者の権利を侵害する。遊技場も客に対する消費者契約法違反は問える。不当表示防止法で不当表示も取り締まるべきだ。

　　この点、今日の日本の行政は、①警察庁のキャリアから末端の署の生活安全課、②不当表示を取り締まる消費者庁と公正取引委員会、③苦情を含め消費者の権利を監視し守る自治体センターまで知らん顔でいる。その中でももっともこの不正の共犯的立場にいるのは、言うまでもなく①機械メーカー、②遊技店、③古物商として商品を換金し、そして④これら商品を集めてホールに卸す業者、⑤全てを監督指導している警察である。

　　江戸時代の博徒が奉行所の役人に袖の下を渡していたのは有名だ。今は「天下り」や「再就職先」、そして「大人の事情」「挨拶」というが「臭い仲」ではある。

　　パチスロは機械メーカー、販売会社からホール、店まで、役人が曖昧な法規制の運用で「縛り」をかけるGraft of feign Justice（正義・公正と見せかけた汚職―公正化利権）の豊富な世界である。

コラム　　　　　イギリスのゲーム（ギャンブル）規制

１．英国は1968年にゲーム法（The Gaming Act）を成立させた。そして120余のカジノクラブが設置された。これはゲーム法で設けられたゲーム統制局の厳重な審査を通ってライセンスが与えられた。英国には1892年の旧ゲーム法があり、1934年の賭博くじ法（The Betting and Lotteries Act）があった。

　　1968年のゲーム法の制定にあたっては、議会において5年にわたりギャンブルを禁止するのか許可するのか大論争があったという。その論点は意外に単純なものだった。

　　食欲は個体維持の本能、性欲は種族保存の本能で他の動物にもあるものだが、ギャンブルは人間の遊びの文化的本能で他の動物にはない。本能なら禁止しても地下に潜るから一定の統制下で許可すべきとしたのだった。事実、ゲーム法が成立するまで英国では1200店の違法カジノがあった。

　　ゲーム法はギャンブルを正面から認める点でカジノ推進論の根拠にもされているが、英国のギャンブルはクラブについての規定が別に定められていて、カジノについて厳しい規制がされている。以下、整理する。

（１）カジノは、プライベートメンバーシップによるクラブ会員によること。すなわち、①誰でも無差別にプレイができない、②クラブは英国内で会員の募集、会員のリクルート活動を禁止され、③クラブはギャンブルそのものを振興したり推奨できない、④クラブの入会には48時間以前に郵便申込ではなく、現地で入会申込が必要、⑤会員の紹介による入会が原則、などの条件がある。

　　　これらに反するとカジノのライセンスが取り消される。即ち、カジノはクラブの参加からして誰でもできず、少なくとも48時間以上ギャンブルをするか否かを冷静に考えさせるようにした。

（２）ゲームにはルーレット、ブラックジャック、バカラ、クラップスなどのカードゲームとスロットマシーンがある。①ゲーム台数は少なく（ロンドン最大のビクトリアカジノで台は30台、スロット2台という）、②賭け金の上限：カード1万ポンド、ルーレット500ポンド、スロット1ポンドというように制限される。

（３）ゲーム中のアルコールの禁止

（４）ディーラーへのチップ禁止

（５）ショーなどライブエンターテインメントの禁止

　　このような規制があり、無差別なのめり込みを防いでいるのである。（なお、1994年に①広告の一部開放、②入会の待機期間の廃止、③一店のスロットマシーンを2台から6台へと緩和したという。）

２．この英国のカジノ規制はＩＲカジノを許さず、クラブカジノ方式により主催者参加資格者の規制と無差別なゲームをさせない方法といえる。

　　ギャンブルは、第一に業者、第二に対象客、第三に営業内容（時間、場所、機械、ゲーム種、賭金額、賞品、ゲーム上での酒・タバコ等のサービス）、第四に広告、勧誘、表示等で厳しくコントロールされて初めて弊害を最小限にすることができ、存続が例外的に認めうるのである。

　　この点、日本の公認ギャンブルは年齢以外に参加規制もなく、広告規制もない野放図なものとなっている。

平成２７年（ネ）第３１５６号

宝くじ販売差止等請求控訴事件

控　訴　理　由　書

平成２７年１２月２４日提出

　本控訴審において、控訴人らは「原告ら」、被控訴人らは「被告ら」といい、そのうち特定する場合は「東京都」「大阪府」「みずほ銀行」と略称して表示する。また、「当せん金附証票法」は「証票法」と略称する。

第１．はじめに　～第一審判決（原判決）について

１．平成２７年９月３０日、大阪地裁第８民事部は、平成２６年７月１８日提訴の本事件（平成２６年（ワ）第６６８３号）につき請求棄却の判決をした。

　　この事件で原告らは宝くじ販売の法的根拠の喪失から販売活動の違法や被害を具体的に述べ、訴状（３１頁）、第１準備書面（２１頁）、第２準備書面（１６頁）、第３準備書面（２９頁）、第４準備書面（６頁）と詳しく主張した。そしてその立証のために現場調査もして写真まで含め合計４８の書証（厚さ５ｃｍ相当）も提出した。

　　これに対し被告らは「原告らには訴える資格･権利がない」との主張が中心で、具体的な事実についてはほとんど積極的反論もなかった。

２．原判決は全文９頁で、当事者の記載や事案と要旨を除くと、裁判所の判断部分は実質２頁に満たない。原告らの具体的事実にもとづいて、被告らの宝くじの販売、販売方法、宣伝広告、販売の活動に伴う、原告らと市民への権利侵害、人格権の侵害、迷惑を伴う違法・不当行為については、正しく理解せず、その被害さえ省略した。

そして、「原告らの主張する、良き社会を求め、社会や市民を害する行為を差し止める権利は、法的に保護される個人の具体的な権利利益とはいえず、差止請求の法的根拠となるものではないと解すべきである。また、原告らの主張を、何らかの法的に保護される利益を侵害された旨の主張と善解したとしても、被告らによる宝くじの販売、宣伝活動、販売委託業者等への請求権の不行使及び宝くじ収益金の支出により、原告らの法的に保護される利益が侵害され、又はそのおそれがあるとは認められない。」というものであった。

　　原判決は、原告らの主張を具体的に摘示しておらず、客観的な前提判断事実を無視してる。そして、主張事実について軽薄な理解による誤った判断をするものである。裁判官らは宝くじの証票法が昭和２３年に「当分の間」として制定されたものであったことや昭和２９年に政府がくじをやめると閣議決定までしていることについて、あえて判断回避するために「訴えの利益」を厳しく限定していることも法的判断を誤るものである。

３．原判決は上記のとおり、司法的正義を逸脱回避したもので、およそ判決としての丁寧さ、重みもなく判断内容も極めて軽薄な判決であり、誠実さを欠いたものとの批判を免れない。

第２．現在も拡大して続けられる違法・不当な宣伝と販売

　　本件控訴を行った理由には、一審で主張した各事実について正しく判断されておらず一審判決が不当というだけでなく、今も被告らの宝くじの販売・宣伝が、反社会的かつ反消費者的で社会に有害なまま拡大継続されていることがある。

１．第６８８回全国自治宝くじ年末ジャンボ１０億円くじと第６８９回同年末ジャンボミニ７０００万円くじ

（１）本控訴理由書を起案しているうちにも、毎日なされているロト７，ロト６、ミニロト、ナンバーズ４，ナンバーズ３、スクラッチに加えて、１０億円宝くじと７０００万円宝くじが、誇大宣伝、詐欺的宣伝の下で売り出された。

　　　勤労を尊び国民が互いに感謝し合う勤労感謝の日からわずか２日後の平成２７年１１月２５日、働くことでなく射倖心で富を得られることを煽る富くじに他ならない宝くじが発売された（販売期間１２月２２日まで）。特に今回は、年末ジャンボ宝くじで「ドーンと１０億円」などとテレビ、新聞、車内吊り、リーフレット、パンフレット、ポスター等々、さらに全国１万５６００ヶ所の売場を利用して大々的に広告販売している。

　　　１１月２３日は勤労感謝の日、この日は古来、人々が農耕など勤労により自然からの恵み（産物）を得られ、それにより人々が生きられるということを教え、勤労に感謝する日である。まさに生きる糧は人の労働によることを古来教えていたのである。経済学の祖とされるアダム･スミスが、労働が富を生むと学問的に説明するより、数千年も前から人類は生活と経験の下で誰もがこの真実を知り大切にすることを、マツリゴト（祭事－政事）でも示していたのである。

この勤労感謝の倫理、節理と全く逆のものが射幸（努力なしの幸運）であり、賭博である。それを継続したり常習化させるところが賭場であり、その機会を無制限に広げるものが興行としての富くじである。

この勤労感謝の日の翌々日、多くの国民の給与支給日を狙った１１月２５日に発売されたのが、宝くじの中でも最大級の年末ジャンボ宝くじである。全く勤労の精神とは程遠いものである。

（２）被告らによる今回の１０億円くじは、新しい「詐欺」手口も使われている。

　　　自ら宝くじ史上最高額と広告し、テレビＣＭや車内吊り広告などではとても判別できず有無を確認できないが、リーフレットを入手しよく見れば、読みにくい細字で「１ユニット２０００万枚」との表示がある。そして、１等は２７本とあるが、これは２７ユニット、総額１６２０億円分が完売された場合に限った想定である。これまでは１ユニット１０００万枚だったが、こっそりと１ユニット２０００万枚にしている。これによって、１等の賞金額を大きくしたのである。１ユニット２０００万枚というのは今回が初めてで、販売額１枚３００円のくじの１ユニット２０００万枚のうち１枚が７億円が当たるようにしたのである。

　　　最高賞金は１０億円（１等７億円、前後賞各１.５億円）と１０桁の大金のようにみせているが、これは、１ユニット販売額６０億円分のくじの中の３連番を９００円で買っていて、しかもそのうち真ん中が１等に当たった場合に前後賞併せて１０億円になるのであるから、まとめて連番購入しないと１０億円にはならない。１０億円を獲得する確率は、１.５億円の前後賞も２０００万枚のうちの１枚であるから、２０００万枚分の１の３乗、８０垓分の１となる。

　　　たしかに、２７ユニット（総額１６２０億円分）が完売され、全ての連番購入者が前後賞も含めて当てていれば、２７人が１０億円を得られることになる。（逆にいうと、１等の最終番号が０であればそれに前後する末尾１番と９番を買っていなければ３連続当たりとならないが、必ずしもそのような連番を購入する訳にはいかない。連番のセット（１０枚）は末尾０～９の連番が１セットとして売られているので、仮に１等当せん番号の末尾番号が０であった場合、その連番の１番後はセットに含まれるが、１番前はそれには含まれておらず、合計１０億円とはいかない。）

　　　なお、この１０億円くじでは１等以外の当せんくじを大きく絞らざるを得ず、少しでも当たりやすいものを求める客用に、別に１等７０００万円のくじも１９ユニット（総額５７０億円）分、同時発売する。これとて１等は１００万本に１本で、２等以下も少し多くするという程度の工夫にすぎない。

　　　これらの２０００万枚に１枚、１００万枚に１枚などという確率は、人が交通事故死するよりはるかに低い確率であり、地球外からの隕石に当たって死ぬような確率といわれているが、そのような事実は一切知らされない。

　　　戦後の当せん金１０万円レベルからついにその１万倍も賞金が上げられるに至ったのは、これが客の射倖心を煽り、購入、売上を伸ばす常套手段だったからである。

宝くじはその創設時の「浮動購買力の吸収」という社会的使命も失われている。購入経験者（参加者）が４０００万人を超えた時もあったがその後減り、１０億円という当せん金の吊り上げで客を釣るしかないほど、宝くじ商法の人気が下っているのも事実である。かつてのジャンボ宝くじは１００ユニット以上を売り上げていたが今では少なくなり、その代わりに毎日売場で買えるロトやナンバースくじ、その場で結果がわかり売場を常賭場と化すスクラッチくじなど、くじ商品を多様化して客をつなぎ止めている。

　　　さて、これら宝くじのＣＭに出演する俳優、コメディアン、タレントは全員当選したかのように笑っている。今回の１０億円くじの広告には「あの人も、楽しんでいる。」とあり、被告らが今回使った所ジョージ、米倉涼子、原田泰造、武井壮、要潤、ＹＯＵらは全て「宝くじ」に当たったかのように笑っているが６人が当せんできた筈もなく、皮肉に言えば「勤労心」を笑っているかのようである。彼らは、揃って笑顔の宝くじ広告で金を稼ぐのだろうが、真実をどこまで知らされているのだろうか。

２．今も続く宝くじ迷信商法

　　宝くじの売場に、本日は「大安吉日」「一粒万倍日」などと大書して、この日に買えば当たるかのように思わせて購入を誘っている。だが、この宣伝は全くの「詐欺」である。

まず、六曜から説明する。①先勝、②友引、③先負、④仏滅、⑤大安、⑥赤口の順からなる六曜は中国由来だが、日本独自の吉凶占いに変わっていった。元々日本人の暦は四季により時間の長さも変えられる不定時法で、中国式の時刻占いとは一致しない。六曜は江戸末期に一部使われるようになり、特に旧暦では規則的順で六曜が決められていたものが、新暦になって旧暦に合わせた六曜は「おばけ暦」となった。明治５年の改暦詔書では、吉凶付暦法はデタラメとして禁止されたが、皮肉にも第二次大戦敗戦後に自由化されて六曜表示が流行した。六曜はこのように決められる。すなわち、まず旧暦を基準にし、正月・７月の１日は先勝から始まり、順次日に六曜を割り当てる。２月・８月は友引から、３月・９月は先負から、４月･１０月は仏滅から、５月・１１月は大安から、６月・１２月は赤口から前記の①～⑥の順に並べる。月が変わるとその順を無視する。旧暦１月・７月は５，１１，１７，２３，２９日は必ず大安となる。太陽暦と陰暦のズレで一見不思議なズレが生じるので、それを知らない庶民は何か意味があると信じる者も出て、太陽暦採用と共に庶民に広まったのである。

では、大安は万事に用いて吉、特に結婚式に良いとされるが、客観的にこの日に結婚すれば全て良く、離婚がないという訳ではないことは裁判官もよく御存知であろう。仏滅は仏も滅亡する最悪の日とされ、物滅、空亡ともいわれた。葬式は友引は悪いといわれるが、言葉からすると仏滅が葬儀に悪くないというのは変で、６日のうち友引、仏滅と２日も葬式を出せないとなると困るからだった。友引は本来「勝負引き分け」の日の意味だったから、六曜を引用する「くじ屋」としては、この日は休みにすべきだったろう。しかし、それでは商売にならないので知らん顔をして何も表示しない。

このように大安吉日など全く根拠のない吉凶占いだが、これを地方自治体が発売する宝くじにおいて、販売委託・再委託させているところで使わせているのだから、その罪は深い。例えば、市役所や都道府県庁の窓口で、本日は大安吉日と表示して婚姻届を歓迎したり、死亡届や火葬許可手続にあたり友引と表示したりすればどうなるのか。考えただけでもバカバカしいし、許される訳がない。

次に、｢一粒万倍日｣という売店広告だが、これは選日、雑注と呼ばれ、六十干支の組合せで吉凶を占うものの一つである。選日には①八専、②十方暮、③不成就日、④天一天上、⑤三隣亡、⑥三伏、⑦一粒万倍日、⑧犯土（大土・小土）、⑨臘日の９つがある。十干十二支は、五行の木火土金水をそれぞれ兄弟（え・と）合わせた１０種と、十二支の子ないし亥の１２種を組み合わせてつくる。その中から五行と日の干支を組合せ、八専、十方暮等を決めた。三隣亡は別に節切りで日付を決めている。一粒万倍日は実は字のとおり、モミが万倍になる吉日で、決め方も２種ある。一般の選日法は、正月は丑・午の日、２月は酉・寅の日というように決めていく。逆に不成就日は文字どおり万事成就しない日である。但し、一粒万倍日と違い、旧暦月の正月・７月は３，１１，１９，２７日というように指定される。したがって、一粒万倍日であって不成就日や仏滅もあるが、不成就日や仏滅は宝くじ売店としては不都合であり店頭に表示しない。一粒万倍日で大安吉日といった都合の良いところだけ大書した広告がされることになる。これも宝くじ販売という行政行為の下で迷信広告表示をしているのだから笑止どころか不当表示もいいところである。

３．宝くじの宣伝広告の反社会性を指摘する学者

宝くじの広告に関しては、原告らに限らず批判が多い。ギャンブルそのものには寛大な視方をする犯罪学とギャンブル社会学の専門学者、大阪商業大学学長谷岡一郎教授でさえ、厳しく批判している。近著『科学研究とデータのからくり　日本は不正が多すぎる！』（ＰＨＰ新書　2015年10月1日発行）でも次のように述べている。

「ここで本当に批判されるべきは、事実を捻じ曲げてでも自社製品を目立たせようとする、背後で依頼する顧客*（引用者註：広告主のこと）*の側なのかもしれない。加えて、明らかなウソをウソと知って掲載したり、放映したりするメディアも、その責めからは自由ではありえない。

　　例として、宝くじ――筆者が嫌うものの一つ――を取り上げる。テレビでも週刊誌でも電車の中吊り広告でも、宝くじの宣伝を見ない日はなく、そのつどイヤーな気持ちになるからである（つまり、毎日イヤーな気分にさせる、けしからん組織だと考えている）。

　　たとえば、週刊誌でよく見る漫画「おめで当せん劇場」（やくみつる画）は、たんなる戯言（しかもかなりレベルの低いもの）にすぎない。「私はこんなふうにしたら当選しました」というエピソードを示した、大変な費用を使った宝くじの広告であるが、言外の主張は「あなたも努力しだいで当たるかもよ」といったことだろう。常識的にはかなり明白なデタラメで、これにだまされるのは（失礼ながら）かなり知的レベルの劣る人びとである。

　　当たった人びとに対して、「何か特別なことをしましたか」「いつもと違うことがありましたか」「なぜこの店で買ったのですか」などと聞けば、百人百様の答えが返ってくるのだろう。そのうちの「おもしろそうなエピソード」をビジュアルな広告にして、はい、おしまい。

　　ただ、このエピソードは、未来に向かって何の効果もなく、すこしだけ考えると明らかなように、何倍ものはずれた人びと（何百万倍もいるはず）も何か特別なおまじないをしていたかもしれないのである。

　　宝くじの収益はいろいろ役に立つことに使われることになっているが、この弱者しかだませない広告費の分は、どれだけ世の中の役に立っているのだろう。私見では害毒のほうが多いように思う。

　　じつは一度、「週刊現代」が日本宝くじ協会の実態を二週にわたって書いたことがある。それから半年間ほど、あの「くっだらん広告」が「週刊現代」から姿を消した。その後、どんな力学で復活したのかはわからないが、以来マスコミは日本宝くじ協会の金の使い方や天下りの実態を報道していない。おそらく、たんなる偶然にちがいないが。」（209～210頁）と指摘している。

　　まさに正鵠を得た指摘である。

４．被告らの宝くじ７０周年記念広告パンフレットの「ウソ」

　　今、宝くじは昭和２０年以来平成２７年で７０周年とし、被告らは「宝くじ７０周年記念　宝くじワクワクＮＡＶＩ」と題したパンフレットで宣伝している。発売元の全国都道府県及び２０指定都市が金で雇っている宝くじ「幸福の女神」をナビゲーターとし、次のように載せて宣伝している。

（１）「宝くじを楽しもう！」と題し、

　①宝くじを「買うきっかけ・いろいろ♪」として

　　ピンときた！／なんとなく。／ワクワクしたい、夢をもちたくて。／大当たりの夢を見た。／嫌な気分を晴らしたくて。／福引に当たってツイてると思って。／朝の星占いでラッキーデーだったから。／結婚資金になるかなぁと思って。

　　などと紹介し、「ピコーン　幸福の予感キターッ」と煽っている。

　②「買った後のワクワクも楽しい♪」として

　　宝くじ券を大事なものと一緒に保管。／特製の袋に入れて抽せん日を待つ。／とにかく当せんのワクワクを楽しむ。／使い道のリストを作る。／お参りに行く。／祈る。／掃除に励む！

　　とし、掃除のイラストに「金運ゲット！！」と書き添えて、根拠のないことで金運を上げられるように欺している。

③「一人でも、みんなでも、ギフトにも♪」として

　　職場のみんなでお金を出し合っていっぱい買う！／家族で買って、大当たり後の計画を練る！／ツキがありそうな人に買ってきてもらう。／女子会でスクラッチして盛り上げる！当たったら豪華旅行！／ロトの数字を独自に研究して購入！／誕生日の数字でナンバーズをプレゼント！／二次会のビンゴの景品！

　　などと、合理性のない買い方、大量購入を誘っている。

（２）さらに、「みんな、こんなふうに当たっています。当せんの秘訣＆こだわり」と題し、

①「実際に当たった方のお話をどうぞ！」と根拠の全くない「運」に関わる話や、「保管場所に凝る」やり方を紹介して「あなたもお試しください」と誘惑し、「買い方など」については「とにかくたくさん買う」「連番かバラか、またその割合が決め手」「ずーっと買い続ける」「売場の人が初恋の人に似ていた」「大安吉日だった」「『出ました、高額当せん』とある売場で買う」という、これも全くデタラメで合理的根拠のない話を信じさせる広告をしている。

②そして、迷信まがいのエピソード１～６を漫画入りで掲載して、さも購入者の一般にある話のように宣伝し、「ウソみたいな本当のおはなし」とする。

しかし、これはたまたま当たった人の経験談であり、同じことをしても当たらない人の方が何万倍も多いことを誤魔化したもので、真実は「本当みたいな（でも一般には当たらない）ウソのおはなし」でしかない。

（３）また、「データで見る宝くじ高額当せん者」と題して、

①「当せん者誕生ペース」として、１億円以上当せん者が１日に１.３人、１０万円以上の当せん者が１日に５３０人誕生している等として「けっこういます！」と大宣伝する。

しかし、宝くじは年間売上１兆円余で、１枚２００～３００円で換算すれば４０億枚も売っていることになる。このように大量に売れば、それだけ当せん者が出るのは当然であるのに、当たっている都合の良いところだけを載せているにすぎない。くじ１枚の購入代金相当を賞金額とする最低等級でさえ実質１０枚に１枚であるから、仮に１０枚買えば、ほぼ９枚は外れ、購入代金３０００円に対し２７００円は損をするということになる。非当せん者、外れて損をする人が圧倒しているのに、その統計は一切隠している。

このような数のマジックを用いるのは「詐欺」である。

②また、「当せん者モデル像」として、当せん者の性別、星座、職業、イニシャルを示し、「当たった人はこんな人。」と宣伝する。（平成２５年度宝くじ長者白書（１千万円以上の高額当せん者のうちアンケートに回答いただいた方）の結果をまとめたもの、とある。）

なかでも購入枚数について、「男性１位３０枚…１１８人（２１％）、２位１０枚…９７人（１７％）、女性１位１０枚…９１人（３０％）、２位２０～２９枚…５１人（１７％）」と紹介している。

しかし、仮に全購入者における購入枚数の分布からして、それらの枚数購入者の全体に占める割合とその合計枚数が大きければ、そこから当せん者がでる可能性は当然高いといえる。購入者は、より多く買えば買うほど当せんの可能性は高いのだから、この購入枚数のデータそのものには意味はなく、単に１０枚以上のまとめ買いをするよう勧めるものにすぎない。このような購入者の錯覚を利用するのも詐欺である。

（４）「知っとこ宝くじ」と題し、宝くじの購入方法などを紹介する。

近時、宝くじの売場は全国に約１万５６００ヶ所と拡大され、それ以外に銀行のＡＴＭでの販売、インターネット（パソコン、スマホ、携帯）による２４時間販売まである。さらに通信販売も行っており、連日のロト、ナンバーズ、スクラッチなどで市民を日常的な宝くじ漬けにしているのである。

（５）なお、同パンフレットにはジャンボなど普通くじは、「売れ残った宝くじ券がある場合、抽せん前に全て回収され、当せんの対象になりません。」とも宣伝している。

しかし、仮に何十ユニットものくじ券が全国に均分に配付されてバラバラで売り出され、その売れ残り券が全て回収されているとしても（１ユニットずつの完売方式ともいわれるが、それでも現実として完売はありえない）、事前に回収した券の番号が完全に「当せんの対象」にならないかのように言うのは誤りである。例えば風車タイプの抽せん機は、売れ残り券の番号を避けて当たるようにはなっていない。対象から除外するというその真偽のほどは、消費者側には全くわかり得ない。

さらに、例えば、売り方によって組番号から特定される１等２等の当せん券が結果として少なくなる売り方もあり得るのである。これは、客が組を指定して券を買えないシステムからもそう言える。

第３．未成年者、子どもへの宝くじ販売

１．宝くじは、証票法上、未成年者への販売を禁止されていない。（totoは１９才未満への販売・購入が刑罰をもって禁止されている。／スポーツ振興投票実施法９条、３５条）

　　遊技場では１８才未満は入場から禁止され（風適法１８条）、公営賭博である競馬も競馬法２８条、３４条で未成年者による勝馬投票券の購入、譲り受け、未成年者と知りつつ発売をした者などを刑罰で禁止している。その他、競輪も自転車競技法９条、５９条で、競艇もモーターボート競走法１２条、６９条で、オートレースも小型自動車競走法１３条、６４条で、それぞれ刑罰をもって禁止している。

　　しかるに、宝くじについて定める証票法においてこの点規制されていないのは法的欠陥といえるが、だからといって、未成年者に対する富くじ販売行為が許されて良いということにはならない。

２．小学生の宝くじ購入目撃

（１）平成２７年１１月１６日（月）午前１０時５０分、原告代理人井上は、アベノハルカス地下２階にある宝くじ売場で、小学生とおぼしき３人がロト６のくじ券に必死に書き込む様子を見た。この日は小学校の振替休校日なのか、推定小６（男）、小４（女）、小２（男）といったところであった。

　　　「小２」の子は何度も記入を失敗し、すると４０才ほどの女性が、じれったいのかその子に対し「お姉ちゃんに書いてもらい」と指示し、「小４」の女の子が代書した。そして、３人を代表して「小６」の子が、１０００円札を出して売場で申し込んだ。「女性」は何も言わず見守るだけであった。売場の女性店員も何も言わず、ロト６を受け付けておつりを「小６」の子に渡していた。

　　　子どもが宝くじを買うのは珍しいと思い、ずっとその様子を見守ったが、店員は小遣いの範囲内としたのか、何の確認の言葉もなく黙って受け付け、近くの「女性」にも何の確認もしなかった。

　　　小学生以下の子どもに対し、よくこんなことをさせるなと驚く出来事であった。

（２）賭博富くじは、本来犯罪であり禁じられるものである。まして未成年者がやれるものではない。上記の宝くじの店は、今は禁じられているが昔、親が子どもに酒やタバコを買いに行かせたことと同視しているのだろうか。

　　　前記のとおり、公営競技は未成年者への券の販売を禁止している。ところが、宝くじだけは、立法時には未成年者に売るなどおよそ考えられなかったためか、未成年者への販売制限もない。この点、totoは１９才未満には販売できないし、仮に１８才の者が買って当たったとしても当せん金は受け取れないと規定している。（もっとも、売った時に年齢の証明確認もしていないし、くじには買った者の名は書かれていないから、大人が換金に行けばバレないかも知れない。しかし、店にはカメラもあるし、totoで１９才未満だとわかれば支払を拒絶すべきだろう。）

　　　宝くじの場合、未成年者による購入、特に小学生のような場合は、当たったら親など大人が未成年者に代わって自分が買って当たったような顔をして当せん金を受け取るだろうが、はずれた場合、その当たらなかったくじの購入を取り消しうるかも問題となろう。

　　　宝くじを定める「証票法」は、この点の指針も示さない「欠陥法」であるし、被告ら発売元・受託者のその運営販売方法も、年齢証明もせずズサンなものである。

第４．宝くじとマネーローンダリング（犯罪収益の移転）防止問題

マネーローンダリングとは犯罪等による不正資金が「洗浄」されて正当な金に姿を変えることをいう。欧米のマフィア、日本の暴力団も、その手段としてギャンブルの世界をよく使う。カジノをめぐる映画でもその実態は一部登場するが、巧妙な手口に政府も取り締まれていない。

日本でも堂々とマネーローンダリングする方法がある。それが公営競技、宝くじ、totoの公営賭博である。それらへの投入金のは何百万円であろうと出処は全く問われない。

公営ギャンブルで勝ち得た金は、一時所得であるが源泉徴収されないので、ほとんど税務申告もされずに脱税されているのが現状である。さらに宝くじに至っては、当せんによる賞金は不当にも非課税とされているため、例えば１枚３００円の投入で７億円を獲得しても、全く課税されない。銀行で受け取り手続をする１００万円超の当せん者も、その名は公表されない。

この日本の宝くじシステムは、所得として源泉徴収されたり課税される外国の例と対比して不当との批判がある。しかし、課税は宝くじの売上に悪い影響を与えるとの理由で導入していない。

マネーローンダリングは不正資金が他に流れることを防ぐのが目的である。日本の現行法と運用では、例えば個人が日本共同募金や日本赤十字、また国連のユニセフに１０万円を超える寄付をする時には、寄付者本人の身分証明書（運転免許証やパスポート等）の提示まで要求され、窓口はそのコピーまでする。

しかし、宝くじでは、１００万～５００万円分ものまとめ買いをする者（現にテレビ報道もある）にさえ、その身分証明書は何一つ要求しない。すなわち、盗んだ金であろうと脱税した金であろうと、その金の姿を当せん金に変えることができれば、完全にマネーローンダリングできるのである。

（なお、みずほ銀行は、当せん金について５万円を超える場合は銀行で支払うようにしている。１当せん金で５０万円を超える場合は受取人の身分証明を、１００万円を超える場合は印鑑（三文判でよいが指印は不可という）をそれぞれ必要というが、その法的根拠は判らない。受取人に口座を設けてもらって当せん金を預金としてもらうなど、みずほ銀行が当せん者にヒモ付けするためだろう。）

但し、宝くじを利用したマネーローンダリングの場合、全国で年末ジャンボほかあらゆる宝くじを堂々と購入することは可能である。購入者や資金源の証明は全くいらないから、身元は完全に隠せるのである。

すなわち、宝くじは資金の出処を問わず、当せん金に所得税を課さないから、その受取人が判っても所得脱税による検挙のリスクも全くなくマネーローンダリングできる。

夢を売るという宣伝文言が本当なら、そのくじの売り方について購入者一人あたりの販売枚数制限をすべきである。おみくじもそうだが、多くのくじを売って大当たりの「大吉」を求めさせることは反消費者的であり、マネーローンダリングや大型賭博化を促進するもので、それ自体反社会的であり許されない。

宝くじを１００万円～５００万円分も買う姿がテレビでも匿名で放映され、その売場も映像化に協力しているが、これでは宝くじもマネーローンダリングに協力していることになる。

第５．宝くじの消費税脱税販売

１．消費税法は第４条で（課税の対象）として「国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下、この章において同じ。）には、この法律により、消費税を課する。」とある。

　　この「資産の譲渡等」とは、第２条の（定義）の１項８号に「資産の譲渡等　事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。」と定められている。

　　この「対価を得て行われる資産の譲渡」について、反対給付があれば「資産譲渡」だが、無償による資産譲渡は該当しないと国税庁は解している。（消費税法基本通達第１節５－１－２）

２．以上、法律上の明記の法令はないが、消費税法６条１項の非課税対象、同法別表１四ハや消費税施行令１１条の物品切手に類するものの範囲の規定引用により、宝くじは非課税取引という見解も一部にある。しかし、これらの法令をどう読めば、宝くじが消費税の対象外になるのかわからない。

　　ちなみに、これらの規定に関係する消費税基本通達（６－４－３、６－４－４）とその逐条解説でも、宝くじが消費税の対象外になるとは書かれていない。

　　むしろ、これら非課税の対象に入っていないことは課税対象というべきである。

３．国税庁は、通達ではないが「消費税タックスアンサーNo.6105」の中で、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等について、判断例を示している。それは、消費税の課税の対象とする一文の中にある。

「１　国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等

（1）事業者が事業として行う取引

　　　「事業者」とは、個人事業者（事業を行う個人）と法人をいいます。

　　　「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等を繰り返し、継続、かつ、独立して行うことをいいます。

　　　したがって、個人の中古車販売業者が行う中古車の売買は事業として行う売買になりますが、給与所得者がたまたま自分の自家用車を手放す行為などは、事業として行う売買とはなりません。

　　　なお、法人は事業を行う目的をもって設立されたものですから、その活動はすべて事業となります。

（2）対価を得て行う取引

「対価を得て行う」とは、物品の販売などをして反対給付を受けることをいいます。すなわち反対給付として対価を受け取る取引をいいます。

したがって、寄附金や補助金などは、一般的には対価性がありませんので、課税の対象とはなりません。

また、無償の取引や宝くじの賞金なども原則として課税の対象になりません。（註：下線は原告代理人によるもの）

　（3）資産の譲渡等

　　　消費税法上、「資産の譲渡等」とは、事業として有償で行われる商品や製品などの販売、資産の貸付け及びサービスの提供をいいます。」

この（2）の中に、無償の取引が対価を得て行う取引にならないとあるのは消費税法２条１項８号からして正しいが、「宝くじの賞金なども原則として課税の対象になりません」としているのは正しくない。宝くじの賞金は、「証票法」１３条でいう「当せん金品」であると思われるが、これについては所得税を課さないと明記されている。ここでは、宝くじの賞金に消費税を課税するかどうかではない。宝くじの販売・購入に際しての消費税の課題については正面から判断していない。

すなわち、この記載は、宝くじの販売・購入の取引についての消費税課税要件の判断を誤らせるものである。宝くじの販売・購入は、事業者と消費者の間での寄付やチップではなく、例えば、ジャンボ宝くじなら１枚３００円の有償取引である。消費者である客は、反対給付をもらう。要件を満たせば最大億円単位から少なくとも１０枚に１枚は当たり、換金してもらえるという、有価性ある宝くじ券である。また、一度ハズレになっても、再抽籤して商品を与えるサービスも提供される。

その対価を宝くじについていえば、①要件を満たして大きな金銭を得られる期待権と②企画から当せん金受領に至るまでの事務コスト等実費の対価の双方を含むものといえる。

このように宝くじの販売は、事業者の有償取引であり、対価性も有するものであるから、消費税の課税対象たる「資産の譲渡等」にあたる。

それなのに、現状は適法な納税もなく販売が続けられているのである。

ちなみに、パチンコ・スロットにおける店の「貸し玉・貸しメダル」も、客が対価を支払って得るもので、そのパチンコの玉等は店にとって商品をもって交換することを約しているものであり、資産の譲渡若しくは貸付又は役務の提供にあたり、消費税課税の対象となっている。

第６．宝くじ当せん金に所得税を課さない不正・不当性

　　証票法で決めたのだから、宝くじでいくら儲けようと所得税を課税しないというのは本来、不正不当であろう。立法当時は、戦後の緊急事態の下で、適正な課税システムなどおよそ考えていなかったといえる。麻生副総理（財務大臣）は記者会見で、宝くじははじめから４５％しか客には戻らないから課税をしない、これに対し、公営競技は７５％配当で一時所得を求めていると述べた。

　　しかし、この説明は二重三重に誤っている。客全体への払戻率と所得税を課税するかは別の問題である。公営競技での獲得金が一時所得になることは当然である。公営競技で１口２００円を賭けて２００万円当たれば、（2,000,000－200－500,000）／2 ＝ ７４万９９００の一時所得となる。これと同様に、宝くじで３００円券を１枚購入し１億円当たったとすれば、３００円のみが経費とされ、（100,000,000－300－500,000）／2 ＝ ４９７４万９８５０円を一時所得として課税すべきである。

　　宝くじが全体として４５％水準の払戻率であることを所得税非課税の理由とする論理は、全く筋違いである。

　　何千万円、何億円というような高額な一時所得には課税すべきであるのに、課税をしない宝くじ事業は反社会的である。

|  |
| --- |
| **ギャンブル（賭博）嘘八百番付** |
| **売り方（胴方）** |  | **買い方（客方）** |
| 買わなきゃ当たらない | **横綱** | 買えば当たるし当てられる |
| 病的賭博なんてない | **同** | 心配するな、オレは依存してない |
| ギャンブルは自己責任 | **大関** | 負けて泣くのは自分の責任 |
| 収益金は公益事業のみに | **同** | 勝った金でも税金払わん |
| 宝くじで買える夢いっぱい | **関脇** | 誰かいつか当たる筈（夢） |
| totoでスポーツ支えます | **小結** | スポーツよりギャンブル大事 |
| カジノで栄える自治体 | **前頭** | カジノの金はどうせあぶく銭 |
| 新装開店　玉出ます | **同** | 台選びは朝一番で決まる |
| ＡＴＭで金貸しますよ | **同** | 借りても勝って返します |
| 大安吉日　今日良い日 | **同** | 神棚に買ったくじ置く |
| 楽しく遊んで下さい | **同** | 負けはあきらめる |
| のめり込まないで！ | **同** | もう一度やったら勝てる |
| 幸福の財布で当たります | **同** | ゲンもかつぐのが勝負師 |
| 東京五輪はくじ収益で | **十両** | totoの売上５％から１０％へ |
| くじの払い戻しは４～５割 | **同** | えっ！　ボッタクリ！ |
| 競馬・競輪　７５％配当 | **同** | 三連単は７０％と聞いたけど |
| パチンコはギャンブルではない | **幕下** | パチスロは庶民の賭博場 |
| 民営ギャンブルは配当率良い | **同** | 客はどんな悪いことしたん |
| 出玉調整ありません | **三段目** | オレの台　良く出るようにしてくれ |
| ３００円で億円を得るくじ | **同** | たくさん買えばよく当たる |
| 赤字競輪は客が得してる | **序二段** | 場外券買えば得になるの |
| 競艇で人類は皆兄弟に | **同** | オレが負けたからアイツは勝った |
| 公営ギャンブルは適法です | **序ノ口** | 道路占拠した店ほどよく当たる |
| ギャンブル依存はそんなにいない | **同** | オレはギャンブルに依存していない |
| ノム・ウツ・カウは人の本性 | **行司** | ヤク・賭け・買春も快楽 |
| 人生は運という賭 | **呼出** | オレには幸運しかない |
| 賭は人の本性 | **審判役** | 賭をしないやつは不幸 |
| カジノのない先進国日本 | **解説** | パチンコ・パチスロ店はミニカジノ |
| カジノは観光の華 | **同** | カジノで遊べるオレは金持ち |
| **興行元　　　ギャンブルオンブズ** |

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2016.1.27～2.24）

2016.1.27　　産経　　　萩生田官房副長官「ＩＲは必要な検討を加えたい」観光振興等に大変期待と強調した上で、治安や青少年への影響の検討の必要も指摘

　　1.28　　ﾏｶｵ新　　　マカオカジノのVIPルームプロモーター、ジャンケット事業者数２３％減

　　　　　　　〃　　　 カジノ大手ウィンマカオ、新ＩＲ建設工事遅延でゼネコンに違約金提示

　　　　　　　〃　　　 マカオカジノ大手サンズチャイナが大幅減収減益＝15年通期

　　1.29　　産経　　　 営利目的で覚醒剤所持容疑44歳男を逮捕　ネットカジノ店で密売か（大阪）

　　　　　　＜ギャンブルオンブズマン会報　第４１号＞

　　1.31　　ﾏｶｵ新　　　 中国本土旅客減･･･訪マカオ外客数6年ぶり下落

　　2.1　　 IRｼﾞｬﾊﾟﾝ　　米国ﾆｭｰｼﾞｬｰｼﾞｰ州　北部へのカジノ設置　Ｍｱﾄﾗﾝﾃｨｯｸ地区への影響

　　2.4　　 ﾏｶｵ新　　　マカオ警察が闇カジノ摘発･･･経営者ら15人拘束、4500万円相当のチップ押収　マンションの一室に開設

　　2.8　　 ﾃﾞｲﾘｰ　　　元関脇貴闘力　ギャンブル依存症のきっかけは「５千円が４０万円に」

ﾏｶｵ新　　　マカオのカジノ内にギャンブル依存対策ステーション設置＝旅行客の「隔離申請」にも対応

　　2.9　　 日経　　　　ハウステンボスにロボットカジノ、1日だけ開業　関係者限定

　　2.10　　産経　　　　立命館大生、パチンコ店で立命館大生の財布盗む

　　2.12　　ＮＨＫ　　　不正改造パチンコ台で賭博の疑い　経営者ら逮捕（東京）

　　2.16　　千葉日報　　国内口座使い客に賭博か　オンラインカジノ全国で初摘発　会社役員ら逮捕（千葉）

　　2.18　　IRｼﾞｬﾊﾟﾝ　　インド：ゴア州　カジノ法制ドラフトほぼ完了　来年度導入へＩＤ提示義務、21歳未満禁止

　　2.19　　ﾏｶｵ新　　　マカオカジノ大手ＭＧＭチャイナが大幅減収減益･･･15年通期＝新ＩＲ開業時期の先送りも発表

　　2.22　　日経　　　　ＭＧＭリゾーツ、マカオのカジノ開業延期

　　2.24　　テレ朝　　　2000万円以上荒稼ぎか　歌舞伎町インターネットカジノ賭博店摘発

　　　　　　毎日　　　　大阪パチンコ店5人放火殺人　死刑確定（上告棄却）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

コラム　　　　　　　　　　競馬の賞金

　『新値段の風俗史』（1990年1月30日発行　週刊朝日）は、競馬の一着賞金について日本ダービー（1932（昭和7）～1989（平成元）年）と天皇賞（1937（昭和12）帝室御賞典競馬、1947（昭和22）年～平和賞、1948（昭和23）年～天皇賞）の推移を紹介している。

　ダービーは1932（昭和7）年1万円から57年後の1989（平成元）年には1億円と1万倍となっている。天皇賞は1937（昭和12）年1万円52年後の1989年には1億3000万円と1万3000倍となっている。

　競馬は1等1億円のうち、馬主は8000万円、調教師1000万円、騎手500万円、厩務員500万円という割合で分配される。馬主達はこの賞金で記念品などをつくりパーティも開くというから、馬主達は金のかかる競馬で遊ぶ大尽ということだろう。

　競走馬シンザンは、1964（昭和39）年にダービーをはじめ3冠馬となり、翌年には天皇賞、有馬記念まで5冠を獲得、1963～1965年までで6000万円余を獲得しているし、その後の賞金アップもあって競走馬カツラノハイセイコは3億1200万円余を獲得している。

しかし、このように馬主が大金を獲得できることは少ない。馬主であった英国チャーチル首相は「一刻の宰相となるよりダービー馬のオーナーになる方が難しい」と嘆じたという。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**事務局だより**

○第５回総会　：　平成28年4月4日（月）　午後1時～3時

プロボノセンター（大阪市北区西天満4-6-3　第5大阪弁護士ビル　TEL：06-6366-5011）

詳しくは別紙案内をご確認下さい。御出欠についてお知らせ願います。

【裁判情報】大阪高裁 平成27年(ネ)第３１５６号　宝くじ販売差止請求控訴事件

　　２月１８日、結審しました。

　　控訴人（原告）らは、今なお宝くじが違法な販売活動を反省もなく継続していることを指摘しましたが、被控訴人東京都・大阪府・みずほ銀行らは、その正当性や改善を示しませんでした。

　　要するに「どんな詐欺的な販売活動をしようと、道路を不法占拠しようと、控訴人らにとやかく言われることはない」という対応です。

　　しかし、裁判所はそのまま結審しました。ただ、その判決はなんと３ヶ月も先の５月１９日というのです。どんな判決になるのか、見守る外はないと思います。

　　なお、控訴審では控訴理由書、準備書面（１）、準備書面（２）を提出しました。主張した点は本号以下順次紹介していきます。（本号は「控訴理由書」掲載　８～１７頁）

次回は判決言い渡しです。

平成２８年５月１９日（木）午後１時１０分　　別館７３号法廷（傍聴可）

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会